

藤沢市内自治会・町内会の魅力アップ支援の企画及び実施に係る協力の覚書

藤沢市は、藤沢市内の自治会及び町内会の加入促進ならびに継続加入を図るため、自治会・町内会の魅力アップ支援の企画・実施に関し、株式会社神奈中スポーツデザインは、それに協力するため、次のとおり合意する。

(目的)

第1条 この覚書は、藤沢市及び株式会社神奈中スポーツデザインが密接な連携のもと、両者が保有する人的及び経営資源の活用等により、藤沢市内の自治会及び町内会の会員を対象とした施策に取り組むことを目的とする。

(協力事項)

第2条 藤沢市及び株式会社神奈中スポーツデザインは、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

- (1) 文化・スポーツ活動の促進や健康増進に係る事業の企画及び実施
- (2) その他、本覚書の目的を達成するために必要な事項

(体制)

第3条 藤沢市及び株式会社神奈中スポーツデザインは、本覚書の目的を達成するため、相互に連携窓口を設置し、担当者を配置するものとする。

(費用負担)

第4条 本覚書に関して発生する費用については、協議のうえ負担することとし、第2条各号の事項の実施に際して可能な範囲で協力するものとする。

(機密保持)

第5条 藤沢市及び株式会社神奈中スポーツデザインは、第2条各号の事項により知り得た情報を、他の当事者の承諾なく第三者に提供し、開示し、若しくは漏洩し、又は、第1条に掲げる目的以外の目的に利用してはならない。ただし、法令に基づき司法又は行政機関の強制力のある命令等により当該情報の開示を求められた場合には、この限りではない。

- 2 前項の情報には、文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び相手方から提供された情報をもとにして作成された資料を含むものとする。
- 3 藤沢市及び株式会社神奈中スポーツデザインは、本覚書がその廃止により効力を失った後も第1項に定める機密保持の責務を負うものとする。

(改廃手続き)

第6条 この覚書の改廃を行うときは、藤沢市及び株式会社神奈中スポーツデザインが協議のうえ、その内容を決定するものとする。

(その他)

第7条 この覚書で定めるもののほか、連携等の細目その他の事項については、協議して別に定めるものとする。

本覚書を証するため藤沢市及び株式会社神奈中スポーツデザインは本書2通を作成し、押印のうえ、各1通を保有する。

2026年(令和8年)6月15日

藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市

藤沢市長 鈴木 恒夫

平塚市宝町10-4

スポーツプラザ神奈中平塚5階

株式会社 神奈中スポーツデザイン

取締役社長 志田 典昌